

# 田子町定住移住促進通勤支援事業補助金交付要綱

令和7年4月1日  
訓令第 19 号

## (目的)

第1条 この要綱は、田子町の定住人口の増加を図るとともに地域の活性化に資するため、予算の範囲内において、田子町内に居住して、町外の職場に継続的に通勤する定住、移住者に対して通勤費用の一部を補助することについて、田子町補助金等の交付に関する規則（昭和45年田子町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 通勤

主たる又は常態的な勤務地、勤務場所が田子町外にあって、勤務のために居住する田子町内から勤務地、勤務場所に日常的に移動し、かつ帰宅することであって、勤務地、勤務場周辺に宿所が有り週末又は休日等にのみ移動、帰宅するもの等は含まない。また、勤務地、勤務場所については、勤務先からの証明書等で確認できるものでなければならない。なお、勤務先から通勤又は交通費等の手当を支給されているか否かは問わない。

### (2) 継続的な就労

転職及び新規開業等をした場合も含み、当該年度4月から3月までの間に勤務の実態及び継続就労の見込みが併せて6ヶ月以上あり、以下に掲げる区分毎にその条件を満たし勤務の場所及び期間を証することができるものをいう。産休(産前・産後休暇)は就労として扱うが、育児休業及び介護休暇並びに休職は就労しているとみなさない。また、勤務の業種、業態、就労内容、勤務場所については問わないが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む事業、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営む事業及び町長が公序良俗に反する理由から不相当と認める事業を営む者又はその事業に従事する場合は就労から除くものとする。

また、継続的な就労における1ヶ月とは、ひと月に4週間以上の在職期間を示すものである。

#### ア 自営業者・個人事業主等

自営業者又は個人事業主等にあつては、労働者災害補償保険の特別加入がなされていること又はそれに準ずる公的労働保険制度に加入していること。

#### イ 就労者・雇用者等

就労者・雇用者等にあつては、所定労働時間が1週間20時間以上かつ1ヶ月80

時間以上であって、雇用保険被保険者となっていること。また、公務員においては退職手当の対象者であること。

(交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象者は、次の各項に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 申請日時点及び当該年度4月1日以降に3ヶ月以上、田子町に住民登録及び居住実態があり、当該年度末まで転出予定のない者。
  - (2) 勤務先から給与所得の源泉徴収票の交付を受けていること又は申請人が所得の確定申告を行っていること。
  - (3) 申請人が田子町の全ての公租公課を補助の申請日において滞納していないこと。
  - (4) 申請人の公租公課の納付情報を調査すること並びに勤務地及び勤務期間の把握のために必要な場合、就業先から勤務地の証明書、雇用保険被保険者証又は雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)の写し等を提出させることに同意できること。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
  - (6) 定住者・移住者として、町や関係団体が実施する定住・移住を推進する事業、定住・移住者同士の交流及び定住・移住者に対する調査等に協力できること。
- 2 当該年度4月から3月までの間で、田子町外に通勤し、第2条第2号に規定する継続的な就労をする者。
- 3 別に定める申請期間の最終日において満50歳未満の者。

(補助金の対象期間)

第4条 補助金の対象期間は、当該年度4月から3月までの12ヶ月間とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は年額30,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、田子町定住移住促進通勤支援事業補助金交付申請兼請求書(様式第1号)に就労状況等証明書(様式第2号)を添付して、提出しなければならない。ただし、諸証明の取得に日数を要する場合にあって町長が特段に必要と認めるときはこの提出期限を延長することができるものとする。なお、雇用の状況及び勤務期間等の証明のため、町長が必要と認めるときは、雇用保険被保険者証又は雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)の写しを提出するものとする。

- 2 補助金の申請期間は第4条に規定する補助金の対象期間内で、町長が別に定める。

(交付決定及び交付)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助対象に適合していると認められたときは、これを決定し、田子町定住移住促進通勤支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)を、適合しない場合は、その理由を明記した田子町定住移住促進通勤支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)を、当該申請者に交付するものとする。

- 2 前項の規定による決定通知書を交付した場合は、交付決定した日から40日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付申請者が、虚偽等により不当に補助金の交付を受けた場合は補助金の全額の返還を命ずるものとする。

(他の補助等との重複交付)

第9条 本要綱による支援事業補助金の交付については、他の移住定住促進対策、子育て支援対策、就労支援対策等の補助金等との重複交付を妨げないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和6年度田子町定住移住促進通勤支援事業助成金交付要綱(令和6年4月1日訓令第19号)は廃止する。